

公立大学法人福知山公立大学中期目標・中期計画 の変更について

資料1

1 変更理由及び変更内容

(変更理由)

学科名称の変更のため（公立大学法人福知山公立大学の意向による）

(変更内容)

中期目標・中期計画「第3 教育研究上の基本組織」の表の変更

(変更前)		(変更後)	
学部	学科	学部	学科
地域経営学部	地域経営学科	地域経営学部	地域経営学科
	医療福祉マネジメント学科		医療福祉経営学科

2 学科名称（中期目標・中期計画）変更の時期

平成29年4月1日

3 学科名称変更の理由

「経営」という名称を入れることで、地域経営学部に並存する地域経営学科と整合性を図ること、また、高校生にとってカタカナの「マネジメント学」より「経営学」のほうが中身を理解しやすいことを踏まえ、医療福祉マネジメント学科から医療福祉経営学科に名称を変更する。（文部科学省への事前相談資料は別紙のとおり）

4 根拠法令

中期目標の変更・・・地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決が必要。

中期計画の変更・・・地方独立行政法人法第26条第3項の規定により、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。なお、議会の議決は要しないが、公立大学法人福知山公立大学理事会の議決を要する。

5 今後の流れ

平成29年1月	評価委員会にて意見聴取
平成29年2月	中期目標の変更を議会上程
平成29年3月末予定	議会議決後、市から福知山公立大学に中期計画の変更指示
平成29年4月	中期計画の変更認可申請 中期計画の認可 年度計画の届出（地方独立行政法人法第27条第1項）

6 その他

学科名称の変更については、第3回公立大学法人福知山公立大学理事会（平成28年11月24日開催）にて議決済。

《地方独立行政法人法》

(中期目標)

第 25 条 **設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。**

2 略

3 **設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。**

(中期計画)

第 26 条 **地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。**

2 略

3 **設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。**

4 略

5 略

(年度計画)

第 27 条 **地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可中期計画」という。)に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。**

2 略

《公立大学法人福知山公立大学定款》

(議決事項)

第 16 条 理事会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 中期目標についての意見(法第 78 条第3項の規程により法人が市長に対し述べる意見をいう。以下同じ)及び年度計画(法第 27 条第1項の規程により法人が定める計画をいう。以下同じ。)に関する事項

(2) 法の規程により市長の認可又は承認を受けなければならない事項

(3)～(8) 略